

住みよいまちづくりを進めるために
～地区計画のあらまし～

北信濃地区地区計画

平成29年1月

千歳市企画部まちづくり推進課

地区計画によるまちづくり

(北信濃地区)

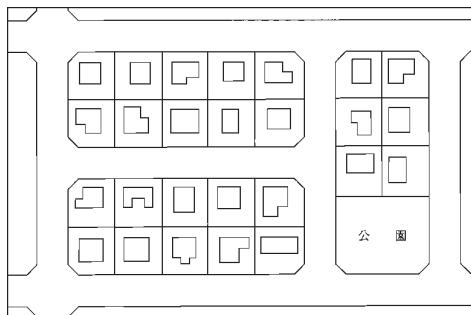
1. 北信濃地区では、「地区計画（まちづくりのルール）」が定められています。

街並みは皆さんのが建てるひとつひとつの建物によってできています。きれいな街並み、うるおいのある住み良いまちづくりをめざすとき、道路・公園・下水道などの公共施設の整備や緑地とあわせて、建物の用途をその地区にふさわしいものとすることなど、街並みについての調和が必要です。

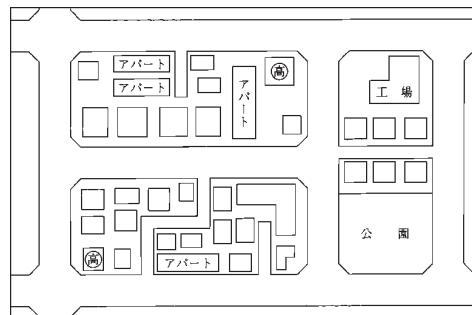
そのためには、地区の特性に応じた建物の用途や、望ましい建て方などを定めた「まちづくりのルール」が必要であり、“北信濃地区”についても都市計画による「地区計画（ルール）」が定められています。

皆さんのご理解とご協力により、このルールを守り育て、うるおいのある住み良いまちづくりを進めていきたいと思います。

(地区計画を定めた場合)



(地区計画を定めなかった場合)

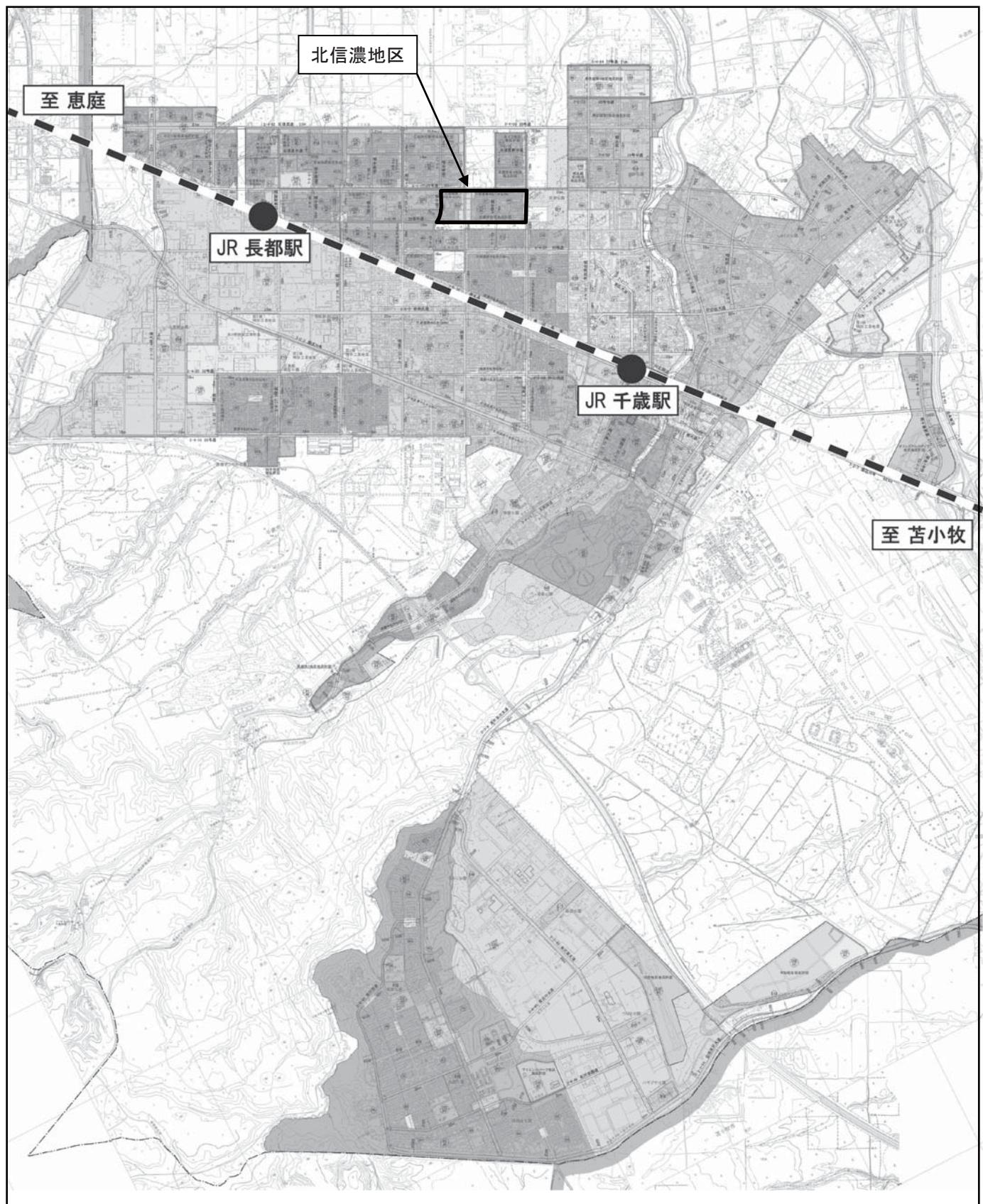


千歳恵庭圏都市計画地区計画（千歳市決定）

地区計画の方針

	名 称	北信濃地区地区計画
	位 置	千歳市北陽1丁目の一部、あざさ2、3丁目
	区 域	計画図表示のとおり
	面 積	23.1ヘクタール
	地区計画の目標	<p>本地区は、JR千歳駅から北方約2.0キロメートルに位置しており、都市計画道路「8線中通」と「北新通」に接した地区であり、現在、民間の土地区画整理事業による宅地開発事業が進められている。</p> <p>そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物等の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑ゆたかでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を3地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。</p> <p>1 低層一般住宅地区 低層住宅地として、専用住宅のほか、小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅なども立地できる地区とする。</p> <p>2 中高層住宅地区 中高層住宅を主体とし、中規模な事務所・店舗等も立地できる地区とする。</p> <p>3 利便施設地区 地域住民の利便性の確保が図られるよう、日用品の販売を目的とする店舗等が立地できる地区とする。</p>
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、当該宅地開発事業により整備されるので、これらの地区施設の機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 住宅市街地として、良好な環境の形成・保全が図られるよう、それぞれの地区的土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。</p> <p>2 北国として良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、また、魅力ある商業業務等環境の形成に必要な敷地を確保するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</p> <p>3 「建築物等の形態又は意匠の制限」として、快適な冬の生活環境の確保が図られるよう、屋根の形態の制限を定める。</p> <p>4 利便施設地区にあっては、買物等の駐車スペースを確保するため、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層一般住宅地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面を周囲の生活環境を損なわない高さとすることや快適な冬の生活環境の確保のため、落雪・たい雪のスペースを確保する。

千歳 恵庭 圏 都 市 計 画
“北信濃地区” 地 区 計 画 位 置 図



2. 工事の着手前には「届出」が必要です。

地区計画の区域内で、次のような工事等を行う場合には、工事着手の30日前までに、地区計画の届出をしていただることになります。

この届出によって、その計画が地区整備計画の内容（次ページ「地区計画による制限一覧」（地区計画建築条例による制限を含む）の表を参照）に適合しているか確認させていただきます。

届出が必要な工事

- ・ 土地の区画形質の変更をするとき
- ・ 建築物の建築又は工作物の建設をするとき
(増改築、移転及び車庫及び物置の設置を含む)
- ・ 建物等の用途を変更するとき
- ・ 建築物等の形態又は意匠の変更をするとき
- ・ へいや垣の設置するとき

これらのルールに適合しない建築物等の取扱い

地区計画が適用された時点（平成5年9月14日または平成7年3月2日または平成8年4月1日）でこのルールに適合していないものについては、そのまま使用される限り、このルールは適用されません（これを「既存不適格建築物」といいます。）。

しかし、これから良好な住宅環境を地区計画を通じて育てていくため、建替えや増築・移転などをする場合には、このルールにあった建て方をしていただくことになりますのでご注意ください。

届出に必要な書類（各1部）

名 称	説 明
地区計画届出書※1 (地区計画の区域内における行為の届出書)	千歳市ホームページよりダウンロード可能
添付書類	位置図 縮尺 1/1,000 以上
	配置図 縮尺 1/100 以上
	平面図 縮尺 1/50 以上
	立面図 2面以上、縮尺 1/50 以上
	求積図等 敷地面積求積図、または、敷地面積がわかる登記謄本の写し、建築面積求積図及び床面積求積図、縮尺 1/100 以上

※1 工事の完了までに計画の変更があった場合は、地区計画変更届出書（地区計画の区域内における行為の変更届出書）

地区計画による制限一覧（地区計画建築条例による制限を含む）

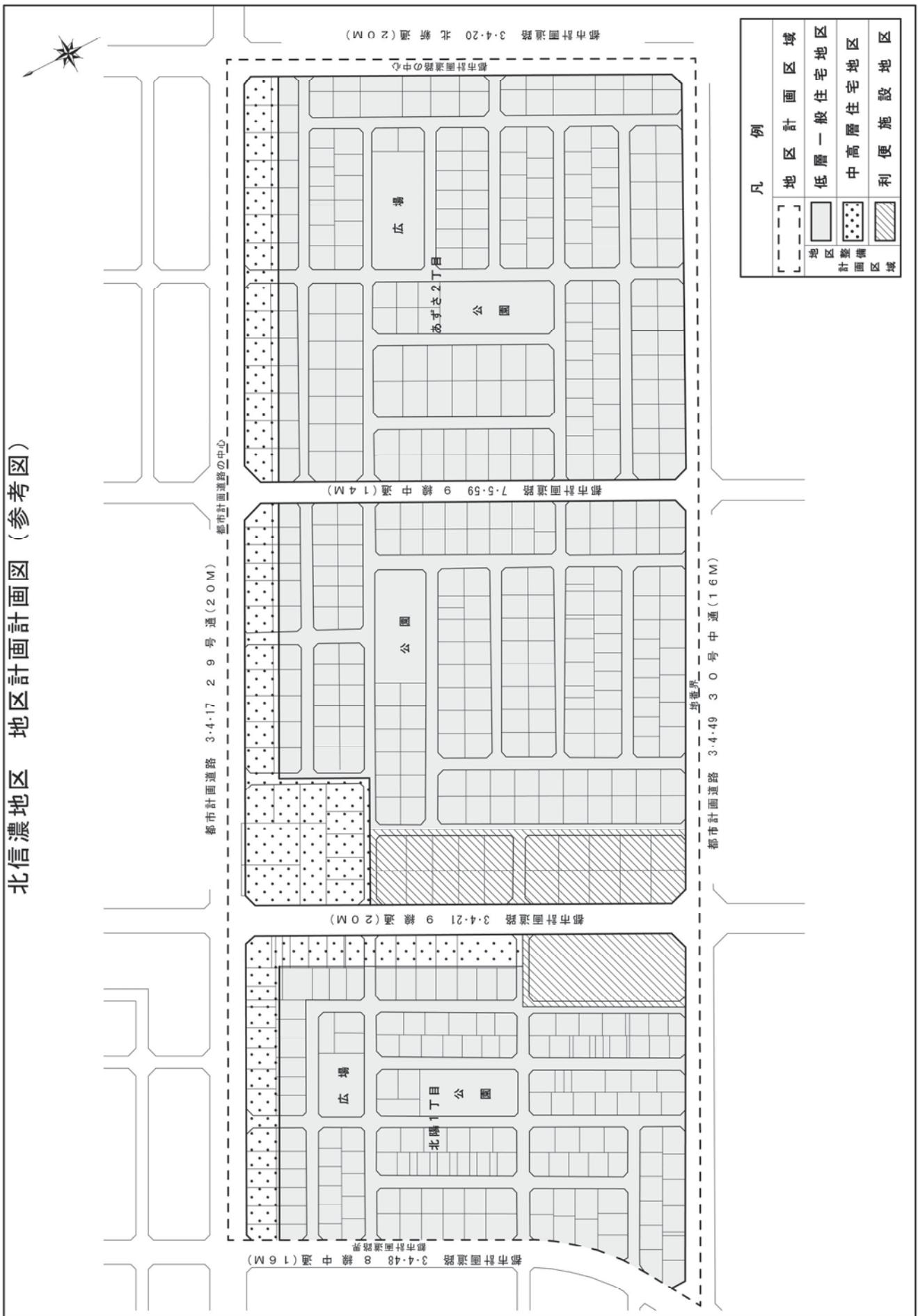
地区整備計画 に関する事項	地区の名称	北信濃地区	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	19.6ヘクタール	
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	低層一般住宅地区 (約16.1ヘクタール)	中高層住宅地区 (約2.0ヘクタール)
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場 2 病院	
	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル	
	建築物の壁面の位置の制限		
	建築物等の形態及び意匠の制限	<u>※ 建築物の屋根は敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。</u>	
	垣又は柵の構造の制限	<u>※ へいの高さは1.2メートル以下とする。ただし、生垣はこの限りではない。</u>	

※：地区計画建築条例による制限なし。

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	利便施設地区 (約1.5ヘクタール)	
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅（建築基準法別表第二（い）項第1号に掲げる「住宅」をいう。） 2 学校（専修学校、各種学校を除く。） 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 ホテル、旅館 7 カラオケボックスその他これに類するもの 8 自動車教習所 9 畜舎 10 病院 	
	建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル	
	建築物の壁面の位置の制限	都市計画道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は5メートルとする。	
	建築物等の形態及び意匠の制限	<p><u>※ 建築物の屋根は敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。</u></p>	
	垣又は柵の構造の制限		
備考		用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

※：地区計画建築条例による制限なし。

北信濃地区 地区計画計画図（参考図）



ご不明な点、ご質問などございましたら

千歳市企画部まちづくり推進課

までお問い合わせください

(0123) 24-0461